

## 第 11 回阿蘇中部 3 町村合併協議会会議録

- 1.平成17年1月27日 午後3時00分 招集
- 2.平成17年1月27日 午後3時10分 開会
- 3.平成17年1月27日 午後3時42分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 阿蘇いこいの村 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

### 出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	古 木 孝 宏
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	橋 本 幸 生
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	金 田 和 洋

### 欠席議員

15 番 阿蘇町 西岡ヤス子

16 番 阿蘇町 丸山信義

7.説明のため出席した者の職氏名

なし

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 敏彦
局員	丸野 雄司		井 八 夫
	井野 孝文		本 田 良 治
	今村 清信		高 藤 裕 樹
	坂 口 英 昭		

9.議題

(1) 報告事項

報告第 11 号 暫定行政委員会委員について

報告第 12 号 地域審議会委員について

報告第 13 号 阿蘇市長職務執行者について

報告第 14 号 職務執行者が専決処分する条例等について

(2) 協議事項

協議第 18 号 阿蘇中部 3 町村合併協議会の解散について

午後 3 時 10 分 開会

日程第 1 開会

阿蘇中部 3 町村合併協議会事務局長(岩瀬国興) それでは時間が遅れまして、大変申し訳ありませんでした。大変お待たせいたしました。ただ今から第 11 回阿蘇中部 3 町村合併協議会を開会させていただきます。

なお、本日の会議はお手元にお届けいたしました会議資料に基づいて、とり行わせていただきます。会議にあたりまして、本日の出席定数につきましては、2 名の欠席の方がいらっしゃいますけれども、定足数を充たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは挨拶のほうに移らせていただきます。まず河崎会長がご挨拶申し上げます。

日程第 2 あいさつ

河崎阿蘇中部 3 町村合併協議会長

会長(河崎敦夫) こんにちは。大変寒い中、お集まりいただきまして最後の合併協議会となるわけでございますけれども、今日まで厳しい協議を重ねてまいりましたが、合併の日を平成 17 年の 2 月 11 日といたしておりますので、余すところあと 15 日となりました。本当に合併の日が間近に迫って参りました。

本日は、第11回の合併協議会を開催いたしましたわけですが、委員の皆さん方におかれましては、大変ご多忙の中にご出席いただきまして有難うございました。また、ご案内のとおり、本日は新市の職員組織体制の中で課長以上の者が参加いたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、平成14年の8月1日の任意協議会設立から本日まで、2年6カ月に亘りまして任意協議会で19回、法定協議会で11回、延べ30回の合併協議会を開催してまいりました。それぞれの委員におかれましては合併という大事業の立場に立って、常に建設的なご意見をいただきまして有難うございます。お陰さまでやがて合併の日を迎えるところまでやってきました。

本日は、市長職務執行者を始め、選挙管理委員、教育委員、固定資産評価審査委員等々の暫定行政委員会に向け、或いはまた専決処分の条例事項等を報告、ご提案申し上げておりますし、新市に向かつての調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

事務局長（岩瀬） 有難うございました。続きまして阿蘇地域振興局、金田局長様よりご挨拶をいただきます。

金田阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長（金田和洋君） こんにちは。金田でございます。昨年の11月22日に合併協議会開催されまして、2カ月振りということでございます。本当に2月11日、新たな阿蘇市の発足という形で皆様方には最後の詰めのために、大変なご努力をいただいております。この時期に至りますと最終の小さな詰め、これが後になりますと大きな瑕疵と申しますか、に至る可能性も残っております。その意味からいたしますと皆様方の慎重審議と申しますか、それが新たな発足に向かつての大きな架け橋となるというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本当に私が途中から参りまして参加させていただきまして、皆様方のご努力と申しますか、そういったものを見ておりますと、これこそ本当に真摯な気持ちを持って、大きな大局を見た対応というものをお考えいただいていたというふうに感じております。そういった事柄につきましても、ここで深く敬意を表したいと考えています。当然、私のやることは合併をめぐる最近の動きということでございます。それを報告するということということでございますので、そういった話に移らせていただきたいと思います。

国の動向でございますが、ご案内のとおり今、国のほうといたしましては財政問題、財源問題について大きな一つの区切りをつけたというところでございます。地方の時代ということの中で、地方がどのような形で財源を確保し、そして独自性を出していけるのかという内容の元に、逆に財源の問題、非常に大きなテーマを突きつけられて、それを国のほうで対応いただいたというのが現状であります。とにかく17年度、18年度において補助金の3兆円の削減という形、更にもう2兆8,000億円につきましては、その内訳等を決定が出来たということで、これは地方のほうで3.2兆円の投げかけをいたしましたので、それに対する回答という形で投げかえされた、

決定付けられたということでございます。特に義務教育の国庫負担のほうが8,500億円の削減という形をとっています。で、これが非常に大きな問題でございましたけれども、暫定的な対応という形で、交付金の制度で対応をしますよという形で8,500億円の2分の1、平成17年度につきましては、4,250億円の特例交付金で対応という形をいたしてきております。

税源移譲等につきましては、本年度実施分を含めまして来年度、再来年度で3兆円を目指すこととしております、ということでもございました。皆様方一番の関心事でございます地方交付税につきましては、いわゆる現状ベースと言いますか、そういったものにつきましては確保が出来たと、当該年16年度とほぼ同額を確保が出来たということにはなっております。ただこれも、その個々の段階によりましては非常に厳しいものになっておるといふうな、なってくるであろうというのが予想でございます。それと等価の財源は確保したといふうな説明を受けて、但し、税財源につきましてはご案内のとおり、税財源の偏在というのがあります。そういったものを勘案いたしますと、決して平坦な地方財政運営が行われるというところまでは至っていないという考えであります。

ただ、合併につき、合併を推進いただいております、そういった形で結論付けていただいております団体につきましては、元々の約束と言いますか、そういった対応の中での処理という事務処理の中で、対応は十分に尽くしていますというようなことで、私は説明を受けているところでございます。このような流れの中で総体的には税財源等、地方財源等の確保が出来ました。皆様方におかれましては今後、そういった重みを活かされ、どのような形で特色ある財政運営と申しますか、地方財政の運営をやっていただけるのかというのも今後の新たな体制の一つの課題ではないかというふうに考えているところでございます。

ところで県内の動向、これはまさしく合併の動向でございますが、菊池の北部4町、4市町村、菊池、七城、旭志、泗水、これが12月の22日に知事が県議会の議決を経て、配置分合案の決定を行ったというところでございまして、総務省のほうでは1月の26日でございましてけれども、これが付議をなされたというところでございます。合併予定が、17年3月12日ということで、名称は菊池市という名称になります。で、天草、2市8町が、これは非常に紆余曲折ございましたけれども1月12日に知事への配置分合申請が行われたところでございまして、合併予定が18年3月27日ということで名称を天草市という形で、これも動きをするということでございます。まだいくつかの団体が協議会の中で更なる調整を必要とし、若干不透明な部分もございまして、とにかく非常に厳しい環境の中での合意形成、そういったものを目指し、トータル的な考えを持って合併事務局で事務を進めておられるというのが県内の内容のようでございます。

管内につきましてはご案内のとおりでございまして、本協議会が新市として2月の11日。そして2月の13日には南阿蘇3村のほうで南阿蘇村という形で合併をなさるといふ形でございます。非常に色々な面での調整の中で、合併ラッシュというものが数多く、県内でも見受けられるといいなというふうに考えております。とにかく後わずかな期日でございまして、慎重審議とそれから新たな船出がスムーズにいきますように、皆様方のご意思を結集いただき最終的なチェックが十二分に活かされますようお願いをし、報告にかえさせていただきます。どうも有難うござ

いました。

事務局長(岩瀬) ご挨拶どうも有難うございました。それでは早速会議のほうに移らせていただきます。会議の進行につきましては河崎会長、どうぞよろしく申し上げます。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) それでは早速会議を始めさせていただきます。

まず会議録署名委員に今回は3町村の議長さんをお願いいたしたいと思います。一の宮町が家入哲也議長、阿蘇町松永勲議長、波野村水野日出男議長、以上3人に会議録署名委員に指名させていただきます。

### 日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが、本日一日限りといたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは会期は本日一日といたします。

### 日程第5 議題

(1) 報告事項 報告第11号 暫定行政委員会委員について

報告第12号 地域審議会委員について

会長(河崎敦夫) それでは早速議題に移りますが、始めにお手元に資料にもございますが、暫定行政委員会委員及び地域審議会委員について事務局から報告をお願いいたします。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長(大塚敏彦) それでは暫定行政委員会の委員及び地域審議会の委員につきまして、事務局のほうからご報告をさせていただきます。お手元の資料の2ページ目からご覧いただきたいと思ひます。

暫定行政委員会の暫定委員につきましてでございますけれども、まず1の暫定選挙管理委員会についてご報告をさせていただきます。2ページ目の下のほうに参考法令をつけておりますけれども、その参考法令にありますように地方自治法第181条第2項に、選挙管理委員会は4人の選挙管理委員を持ってこれを組織することが出来るとなっておりますが、組織することとしております。地方自治法の施行令第4条でございますけれども、その第4条によりまして新市の設置があった場合においては、新市の選挙管理委員会は、議会において選挙されるまでの間は、旧町村の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の中から互選によって定めた者をもってこれに充てるものとするとしております。これに基づきまして、各町村の選挙管理委員さんの中から推薦いただきまして、3町村の合同選挙管理委員会を開催しております。その中で資料に4名の方を記載しておりますけれども、この4名の方々が暫定選挙管理委員会の暫定委員として選任されたのでご報告をいたします。一の宮町から児玉 勝さん、阿蘇町から佐伯主計さん、同じく阿蘇町から宮本健二さん、そして波野村から古澤一丸さん、この4名の方でございます。

引き続きまして、3ページ目をお開きいただきたいと思います。暫定教育委員についてでございます。これも参考法令も併せましてご覧いただきたいと思いますけれども、暫定の教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に教育委員は、5人の委員をもって組織することとされています。また、同法の施行令第18条に市の設置が行われるにおいては、市長職務執行者が旧町村の教育委員の委員であった者で、市の設置に伴いまして委員の職を失われる方、その方達の中から当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとされています。これに基づきまして、新市の暫定教育委員会の暫定委員につきましては、資料に記載しております方々が選任されましたのでご報告いたします。現在の一の宮町教育長の家入秀生さん、一の宮町教育委員の伊藤弘一郎さん、阿蘇町教育長の中川 實さん、阿蘇町教育委員長の河津壽也さん、波野村教育長の大塚國勝さん、以上の5名の方でございます。

続きまして3ページ目の3になりますけれども、暫定固定資産評価審査委員会についてでございます。これも参考法令をご覧いただきたいと思いますけれども、固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定めることになっています。3町村においては現在の所それぞれ3名から5名の委員定数となっておりますけれども、新市におきましては委員6人で構成することにしております。地方税法の423条第8項に基づきまして、市の設置があった場合においては、市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者は当該市町村の長が選挙されるまでの間は、旧町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもち、新市の固定資産評価審査会委員会の委員に充てることができることとされています。これに基づきまして、阿蘇市の暫定の固定資産評価審査会の委員につきましては、資料に記載しております5名の方、一の宮町の古市陸男さん、同じく中川武雄さん、阿蘇町の家入輝喜さん、同じく山内光男さん、同じく市原誠夫さん、波野村の赤迫朝昭さん、以上の方々を暫定委員ということで報告をさせていただきます。

続きまして4ページ目をお開きいただきたいと思います。報告第12号でございます。地域審議会の委員についてということでございます。地域審議会につきましては、以前合併協議会の中でその内容につきましてはご協議いただきまして、資料の6ページ目、7ページ目に地域審議会の設置に関する事項ということで資料を付けさせていただいております。審議会委員は、各地域に15名以内の者で設立するということになっておりまして、各町村から推薦を上げていただきました。ちょっと資料の修正をお願いしたいんですけども、一の宮地区地域審議会委員名簿の中で地域づくり団体協議会副会長、8番に上がっております菅 乃保留さんの「乃」の字が間違っていましたので、訂正をお願いしたいと思います。一の宮町からは以上の15名の方、5ページになりますけれども阿蘇町からも同じく15名の方、波野村も15名の方が上がっております。以上暫定の行政委員会、そして地域審議会の委員の方につきましては、このような形でご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

会長(河崎敦夫) 暫定行政委員会の委員及び地域審議会委員についての事務局からの説明でございます。質疑に入りたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではただ今の件につきましては、事務局の報告どおりということでお願いいたします。

報告 13 号 阿蘇市長職務執行者について

会長（河崎敦夫） 次に移りますが、「阿蘇市長職務執行者について」事務局から報告をお願いいたします。

事務局次長(大塚) お手元に資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。それではよろしゅうございますでしょうか。お手元に阿蘇市長職務執行者についてということで、報告第 13 号に上げさせていただいております。これも参考法令と一緒にご覧いただきたいと思っておりますけれども、地方自治法の施行令第 1 条の 2 第 1 項の規定によりまして、新市の設置があった場合におきましては、旧町村の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、新市長が選挙されるまでの間、その職務を行うことになっております。これに基づきまして、こちらの参加が遅くなりましたけれども、先程町村長会議を開催させていただいております。で、その町村長会議におきまして、町村長さん方に職務執行者についての協議をいただきまして、阿蘇市長の職務執行者につきましては、現波野村長の市原 新様に決定いたしましたので、この場でご報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会長（河崎敦夫） はい、ただ今、事務局から市長職務執行者について市原 新現波野村長ということで報告がありました。何かございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんか。それではそのようにとり諮らいます。有難うございました。

一言、市原職務執行者にご挨拶願いたいと思います。

波野村(市原 新君) ただ今、阿蘇市長の職務執行者を仰せつかりました市原でございます。元より浅学非才の身でございまして、今職務の重さをひしひしと感じている所でございますが、阿蘇市長が選挙されるまで与えられた職務を全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしておきます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） 市原 新様におかれましては、阿蘇市の誕生から新市長就任までの間でございますが、何かと慌しいことであると思っておりますけれども、新市の行政運営が円滑に行われますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

報告第 14 号 職務執行者が専決処分する条例等について

会長（河崎敦夫） それでは次に、職務執行者が専決処分する条例等について事務局からの報告をお願いします。

事務局次長(大塚) それでは職務執行者が専決処分する条例等についてということで、資料の 8 ページ目をお開きいただきたいと思っております。報告第 14 号というところでございます。

合併協定書の中に 12 番目確認されましたけれども、新市の発足時には 3 町村の条例規則等が全てその効力を失っております。そのために新たに条例規則等を制定し、施行させる必要があります。お手元の資料で 8 ページ目の後に、真ん中に番号を打っています 1 から 10 ページ目までに条例の一覧の名称をつけております。専決処分書という形で書いてありますけれども、合併後

の時点で職務執行者の方に専決いただく条例名称を全て付けさせていただいております。

この条例につきましては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整案に基づきまして各部会、或いは各町村の関係課を中心に制定の準備作業を進めてまいりました。かなり各町村のほうでも、近々まで調整しておりまして、これ出来たばかりというようなことでございます。今回、新市を立ち上げまして、新しい市を動かしていくにあたりまして、市長職務執行者においてこの条例 211 本の別途資料のとおり、専決処分をさせていただきたいと思っております。

なお、この専決処分以外の規則等の例規がございますけれども、そういった例規につきましては職務執行者が職務権限に基づきまして施行させていくものもありますし、議会、或いは各種の委員会あたりで各行政機関が決定して施行していくものもございますので、それぞれにそれぞれの職務権限に基づいて各機関で決定いただき、施行を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） ただ今、職務執行者の専決処分する条例等についての事務局からの報告でございます。何か質疑ございませんでしょうか。はい、どうぞ。山口委員さん。

波野村（山口定喜君） 別に何もありませんけれども、職務執行者の報酬はどげんなるとか分かりますか。

会長（河崎敦夫） はい、事務局。

事務局次長（大塚） 職務執行者につきましても新市の市長さんと同じ業務をしていただきます。ということで、これはよその協議会あたりも一緒なんですけども、うちのほうでも新市の市長さんと同じ報酬ということで調整をさせていただいております。

波野村（山内定喜君） 分かりました。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは職務執行者の専決処分する条例等については事務局の報告どおりということにいたします。有難うございました。

## （2）協議事項 協議第 18 号 阿蘇中部 3 村合併協議会の解散について

会長（河崎敦夫） 次、協議事項でございますが、阿蘇中部 3 町村合併協議会の解散について事務局のほうから説明を願います。

事務局次長（大塚） お手元の資料の 9 ページ目、最後から 2 枚目になります。9 ページ目と 10 ページ目が資料になります。

阿蘇中部 3 町村の合併協議会につきましては、平成 14 年の 8 月 1 日に任意協議会が発足しまして 2 年 6 カ月の間、協議調整を進めてまいりました。今回、一の宮町、阿蘇町、波野村の配置分合の決定によりまして平成 17 年 2 月 11 日をもって阿蘇市が設置されます。それに伴いまして合併協議会の役割が終了いたしましたので、新市発足の前日、平成 17 年 2 月 10 日をもって合併協議会を解散させていただきたいと思っております。なお、法の規定によりまして合併協議会の設置と同じような手続きになりますけれども、解散につきましても各町村議会の議決、それと県へ



の届出が必要となっておりますので、その届出関係の手続きにつきましては、また各町村のほうでお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ただ今、事務局から報告がございましたが何か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということで、事務局の説明どおりといたします。

任意協議会設立から約2年7カ月という間でしたが、色々な障害を克服いたしまして本日を迎えることができました。これまでの皆さんのご努力に感謝申し上げますと共にまた素晴らしい阿蘇市が誕生していきますことを確信いたしまして、2月10日付けをもって合併協議会を解散いたしたいと思います。

本当にご苦労様ございました。有難うございました。

その他で何かございませんでしょうか。はい、松村委員。

阿蘇町（松村勝美君） 2月10日で一応解散ということになった訳ですが、合併協議会の予算関係については合併協議会の中で決定をして執行されていると思いますが、ここらあたりの報告ですね、閉鎖というような形で監査委員も今日2人お見えになっておりますが、2月10日までの執行ですので2月10日までは報告できないと思いますけども、そこらあたりの報告はどういった形でされる予定でしょうか。

事務局長（岩瀬） ただ今、合併協議会の予算の取扱いについてご意見をいただきました。

合併協議会もたくさんの負担を町村におかけしながら、ここまで予算執行させていただきまして。廃置分合が決まりましてその後、協議会開催も変わりましたので、中ほどでは一応専決処分によりまして予算組み替えをした部分もございます。そして現在は、2月10日に向かうまでに今日までに出来れば仮決算でもできるように準備を進めてまいりましたが、合併の準備とそのようなものに合併の末期に予算執行をたくさん使いました。それと新市の準備体制の中で予算の組み替えもさせていただきました。その都度、幹事会並びに町村長会において報告させていただきましたが、現時点で決算監査をいただくような準備が出来ておりませんので、本日の協議会には監査委員の方には全員会議を見届けていただきたいということでご出席いただきました。なお、また2月10日を迎える前に後15日ありますけれども、その間においてもまだ執行中で出来ません。ところが解散しますと監査委員の先生方も一応、お役目終わりということになりますので、新市のほうに各町村の会計と同じように持ち込ませていただき、ご監査いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 松村委員、よろしいか。他にその他でございませんでしょうか。折角、2年7カ月もかかったんですから最後に質疑ございませんでしょうか。

ございませんようでございますので、合併協議会の会議も本日で終わりということになります。本当に長い間ご苦労様ございました。有難うございました。

事務局長（岩瀬） 本当に長い間有難うございました。以上をもちまして第11回阿蘇中部3町村合併協議会を終了させていただきます。

午後3時42分 閉会